

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年九月 日提出

青森県知事 三村 申吾

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年十月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「をいう」を「並びに高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科をいう」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



提案理由

高等学校等の専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事業の実施に関する事務について個人番号を利用することができることとするため提案するものである。